

適正な計量が行われるために

「計量」という言葉を聞いて、身近に感じる人はあまりいないかもしれませんが、「計量」は、私たちの暮らしにとっても身近な関わりをもち、毎日の生活を支えている、とても重要なものなのです。

「計量」は、こんなところで、私たちの生活を支えています

例1



スーパーなどで販売される肉や魚等の正しい内容量

例2



電気、ガス、水道の正確な使用量

例3



ガソリンや灯油の燃料油メーター

商品量目制度について知ろう！

計量法では、適正な計量の実施を確保するため、以下のような規定があります。

① 正確な計量 [計量法第10条]

商品を計量販売する場合には、正確に計量するよう努めなければなりません。

② 特定商品の正確計量義務 [計量法第12条]

食肉や魚介類等、政令で定める商品（特定商品※1）の内容量を示して販売する場合は、計量法で定められた量目公差（※2）を超えないように計量しなければなりません。

③ 密封商品の内容容量表記義務 [計量法第13条]

特定商品のうち、政令で定める商品を密封した場合は、量目公差を超えないように計量し、内容量を表記しなければなりません。

また、計量した事業者の住所・氏名または名称を表記しなければなりません。

④ 輸入商品の表記義務 [計量法第14条]

輸入事業者は、密封された特定商品を輸入して販売するときは、その容器または包装に量目公差を超えないように計量された内容量を表記しなければなりません。

また、輸入事業者の住所・氏名または名称を表記しなければなりません。

※1 特定商品：消費生活関連物資のうち、一般に流通し、計量により取り引きされることが多く、消費者保護の観点から量目公差を課すことが適当である商品で「特定商品の販売に係る計量に関する政令」に定められたものをいいます。

※2 量目公差：計量法で定められた許容誤差の範囲をいいます。望ましいのは誤差がないことですが、はかりがもつ誤差、あるいは商品自体の計り難さ等があるため量目公差が定められています。適用される公差は、商品の種類や内容量によって変わります。（凡例1参照）計量法では、不足側のみを規制していますが、極端な量目超過は、業者間の競争をおったり、消費者の量目に対する不信感を招いたりしますので、勧告や公表の対象になることもあります。

【凡例1 量目公差の一例】

特定商品の名称	商品の表示量			量目公差	特定商品の名称	商品の表示量			量目公差
精米・豆類・小麦類・お茶・食肉・菓子など	5g 以上	50g 以下		4%	野菜・漬物・果実・魚介類・めん類・海藻類など	5g 以上	50g 以下		6%
	50g を超え	100g 以下		2g		50g を超え	100g 以下		3g
	100g を超え	500g 以下		2%		100g を超え	500g 以下		3%
	500g を超え	1kg 以下		10g		500g を超え	1.5kg 以下		15g
	1kg を超え	25kg 以下		1%		1.5kg を超え	10kg 以下		1%

はかりの正しい使い方

はかりの精度が保たれていても、その使い方が正しくなければ正確に計量することは、できません。計量するときは、下記のことを守りましょう。

1. はかりは、安定した台の上に水平に設置する。
2. 振動が伝わる場所や風が当たる場所は避ける。
3. 使用する前に指針や表示がゼロになっていることを確認する。
4. 風袋を正しく引く。
5. 商品ははかりの中心に載せて計る。
6. 商品の載せ下ろしは静かに行い、表示が静止してから計量値を読みとる。
7. ひょう量以上の商品は載せない。



はかりの定期検査について

検定等に合格したはかりでも、使用しているうちに誤差が生じてくる場合があります。そこで、取引や証明に使用するはかりは、2年に1回、その精度を保つため計量法で定められた定期検査を受けなければなりません。検査に合格したはかりは、検査した年月を表示した合格シールが貼付されます。なお、佐賀県では、指定定期検査機関（（一社）佐賀県計量協会）で定期検査を行っています。

量目不足になる主たる原因

量目不足になる主な原因は、次のようなことが考えられます。
計量する場合は、特に注意してください。

ふうたい

(1) 風袋の無視・軽視

例えば、以下の場合にこのようなことが起こります。

- ① 風袋（ラップ、トレイ、タレ、吸水紙等）の認識不足による場合。あるいは、知識はあるがそれぞれの風袋の重さをきちんと把握していない場合。
- ② トレイや添え物を変更した際に風袋量の設定を変更しなかった場合。

(2) 自然乾燥による目減り

水分が蒸発しやすい商品を、長時間、店頭に置いている場合。

(3) 計量器の使用法の誤り

水平や零点など計量器の点検・調整が不十分な場合。設置環境が不適切な場合など。

(4) 粗雑な計量

計量器の周囲が乱雑ではかりに異物が接触している場合や、はかりの上にきちんと商品載せていない場合など。

(5) ラベルの貼り間違い

商品を連続して計量する場合において、他の商品のラベルを誤って貼ってしまった場合。



ふうたい
どんなものが「風袋」?

スーパー等のトレイ、お肉屋さんのロー引き紙、お茶の袋など



●5~20g 位
トレイラップ



●5~25g 位
ロー引き紙



●5~15g 位
お茶の袋

「添え物」も内容量には含まれません。
わさび、つま、しょうゆ、乾燥剤、焼肉のたれなど



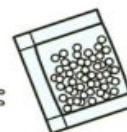
わさび



しょうゆ



つま



乾燥剤



焼肉のたれ



何か不明な点があれば、下記にお問い合わせください。

佐賀県くらしの安全安心課 事業者指導・計量担当 ☎ 0952-25-7069